

名張市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

1. 改正の趣旨及び背景

公務員の給与改定等の社会情勢の変化に鑑み、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準である非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正されることに伴い、名張市消防団員等公務災害補償条例において定める非常勤消防団員等に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額を改定するため、所要の改正を行おうとするものです。

2. 改正の内容

(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員の補償基礎額を、次のとおり引き上げます。

(上段：改正後 下段：現行)

| 階級 | 勤務年数 | | |
|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | 10年未満 | 10年以上 20年未満 | 20年以上 |
| 団長及び 副団長 | 12,900円 (12,500円) | 13,700円 (13,350円) | 14,500円 (14,200円) |
| 分団長及び 副分団長 | 11,300円 (10,800円) | 12,100円 (11,650円) | 12,900円 (12,500円) |
| 部長、班長 及び団員 | 9,700円 (9,100円) | 10,500円 (9,950円) | 11,300円 (10,800円) |

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者の補償基礎額の最低額を9,100円から9,700円に引き上げるとともに、通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められる場合の補償基礎額の最高額を14,200円から14,500円に引き上げます。

(3) 非常勤消防団員等の扶養に係る補償基礎額の加算額を、次のとおり改定します。

(上段：改正後 下段：現行)

| 区分 | 加算額 |
|---------------------------------------------|----------------|
| (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。） | 100円 (217円) |

| | |
|----------------------------------|----------------|
| (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 | 383円 (333円) |
| (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 | 変更なし (217円) |
| (4) 60歳以上の父母及び祖父母 | 変更なし (217円) |
| (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 | 変更なし (217円) |
| (6) 重度心身障害者 | 変更なし (217円) |

3. 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

※政令の公布は、令和7年2月下旬に予定されています。